

基本財産の担保提供の手続について

1 基本財産の担保提供について

基本財産の担保提供は、基本財産の経済的価値を減少させるため、原則、所轄庁の事前承認を受けることが必要です。検討している場合は、所轄庁へ事前に御相談ください。

なお、根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度額の限度で担保するものであり、これを設定すると基本財産が継続的に不安定な状態に置かれることとなります。このため、根抵当の設定は、認められません。

	手続の内容	提出の時期
承認申請	次の事項は、 <u>所轄庁の事前承認</u> を受けることが必要 施設建設等及び不動産購入資金の借入 運営(運転)資金の借入 担保物件の変更 担保物件の変更(軽易なもの)	担保提供が決定する前 (例：担保提供の契約締結前までに承認が必要)

独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合は、所轄庁の承認は不要。

一定の要件を満たし、担保に供する基本財産の所在地の自治体の施設所管部局による意見書を事前に所轄庁へ届け出た場合には、所轄庁の承認は不要(P6 参照)。

2 手続の流れ(相模原市所管法人の場合)

計画の検討	担保提供に関する計画の検討
市への事前相談	担保提供について、市に御相談ください。
理事会の開催	基本財産の担保提供及び評議員会招集事項の決議 評議員会招集事項 = 評議員会の日時・場所、議案、議題の概要 基本財産の担保提供に係る決議の成立要件は、各法人の定款のとおり
評議員会の開催	基本財産の担保提供の決議 基本財産の担保提供に係る決議の成立要件は、各法人の定款のとおり
市への申請	市へ基本財産担保提供承認申請書・添付書類を提出 書類審査終了後、市から基本財産担保提供承認通知書を交付します。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>< 書類審査時の主な確認事項 ></p> <p>担保提供の<u>目的の妥当性</u>(借入の目的が社会福祉事業であること等)</p> <p>担保提供の<u>必要性</u>(基本財産以外に処分しうる財産が存在しない等)</p> <p>担保提供<u>方法の妥当性</u>(適正な借入先であり、適正な償還計画があり、償還期間中に法人の事業運営に支障が生じないと認められること等)</p> <p>担保提供の<u>手続の適法性</u>(理事会・評議員会の承認)</p> </div>
契約の締結	市の承認後、金融機関との担保提供の契約

3 提出先・提出書類等

(1) 提出先・問い合わせ先

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課
 住所：〒252-5277相模原市中央区中央2-11-15市役所本館4階
 電話：042-769-9226(直通)

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
基本財産担保提供承認申請書	2部
理事会議事録(写) 要原本証明	1部
評議員会議事録(写) 要原本証明	1部
財産目録	1部
不動産登記事項証明書(全部事項証明書)	1部
資金計画書	1部
その他市長が必要と認める書類 下記(3)	1部

(3) その他市長が必要と認める書類について

一般的に提出が必要な書類は、次のとおりです。ただし、内容等によっては、一部の書類提出が不要な場合又は下記以外の書類の提出を求める場合もあります。

施設建設等及び不動産購入資金の借入の場合	
ア	資金計画関係書類
	(ア) 補助金等の決定(内定)通知書(写)
	(イ) 助成金等の決定(内定)通知書(写)
	(ウ) 自己資金の贈与契約書(写) 要原本証明
	(エ) 贈与者の身分証明書、印鑑証明書、残高証明書
	(オ) 法人本部会計等の決算書
	(カ) 借入金決定通知書(写)(受理証明書)
イ	償還計画書
ウ	償還財源関係書類
	(ア) 償還財源贈与契約書(写) 要原本証明
	(イ) 贈与者の身分証明書、印鑑証明書、所得証明書
	(ウ) 各種補助要綱等
エ	工事関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写)
オ	売買関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写)
カ	図面〔平面図・配置図(処分物件を色分け等により示してください。)]
キ	事業計画書

運営(運転)資金の借入の場合	
ア	資金計画関係書類
	(ア) 法人本部会計等の決算書
	(イ) 借入金決定通知書(写)(受理証明書) 要原本証明
イ	償還計画書
ウ	償還財源関係書類
	(ア) 償還財源贈与契約書(写) 要原本証明
	(イ) 贈与者の身分証明書、印鑑証明書、所得証明書
	(ウ) 各種補助要綱等
エ	図面〔平面図・配置図(処分物件を色分け等により示してください。)]

担保物件の変更の場合	
ア	資金計画関係書類
	(ア) 補助金等の決定(内定)通知書(写)
	(イ) 助成金等の決定(内定)通知書(写)
	(ウ) 自己資金の贈与契約書(写) 要原本証明
	(エ) 贈与者の身分証明書、印鑑証明書、残高証明書
	(オ) 法人本部会計等の決算書
	(カ) 借入金決定通知書(写)(受理証明書) 要原本証明
イ	償還計画書
ウ	償還財源関係書類
	(ア) 償還財源贈与契約書(写) 要原本証明
	(イ) 贈与者の身分証明書、印鑑証明書、所得証明書
	(ウ) 各種補助要綱等
エ	工事関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写)
オ	売買関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写)
カ	図面〔平面図・配置図(処分物件を色分け等により示してください。)]

担保物件の変更(軽易なもの)の場合	
ア	償還計画書
イ	図面〔平面図・配置図(処分物件を色分け等により示してください。)]

4 作成時及び提出時の留意事項

(1) 基本財産担保提供承認申請書

留意事項
使用する様式が正しいこと。
添付書類も含めて必要な提出部数が揃っていること。
担保物件に関する記載は、定款の表記と完全に一致していること。
その他必要事項を漏れなく記載していること。また、添付書類と一致していること。

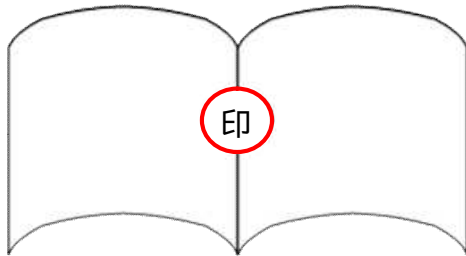
(2) 評議員会・理事会の議事録の写し

留意事項
開催日時、開催場所、出席者氏名、議事録作成者氏名を正しく記載していること(議事録作成者は評議員会のみ必須)。
会議の成立要件(出席者数等)について満たしている旨を記載していること。
議長及び議事録署名人は定款に規定された者を選任していること。また、選任された旨及びその氏名を正しく記載していること。
議事録署名は、定款に規定された方法(署名又は記名押印)で行っていること。また、その年月日を正しく記載していること。
表決結果(承認された旨)を明確に記載していること。 基本財産の担保提供に係る議案の表決結果 (理事会議事録のみ)評議員会招集事項に係る議案の表決結果
議案に係る配布資料(担保提供・評議員会招集事項に係るもの)がある場合は、議事録に添付していること。
議事録が2枚以上になる場合は、法人代表者印で割印していること(袋とじの場合は表と裏に割印)。
議事録は、法人代表者印で原本証明していること。

割印について

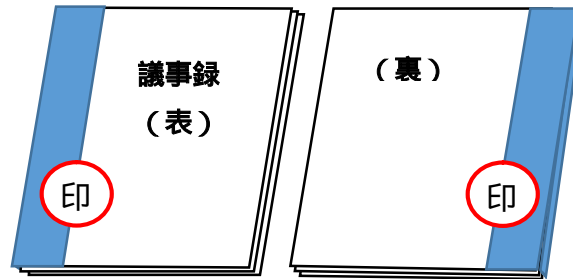
議事録が2枚以上になる場合は、一連の書類とするため、申請者である法人代表者の印で割印をしてください。

< ホチキス留めの場合 >



書類の左側2か所をホチキスで留め、全ページについてページの境目をまたぐように押印

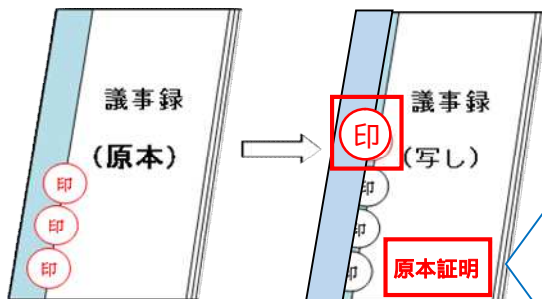
< 袋とじの場合 >



袋とじにし、帯と書類の間をまたぐように押印(裏面も同様)

原本証明について

原本証明とは、原本を提出することができない書類について、その写しを提出する場合に法人代表者名義で原本の写しであることを署名していただくものです。



< 原本は法人保管 >

< 市には写しを提出 >

上記の印は、
議長・議事録
署名人の割印

1番上の印は、申請
者である法人代表者
の割印

余白又は裏面に原本証明してください。

< 記載例 >

原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

社会福祉法人 会

理事長

< 意見書の事前の届出により所轄庁の承認が不要となる場合 >

1 概要

次の要件をすべて満たした場合で、担保に供する基本財産の所在地の自治体の施設所管部局による「民間金融機関からの借入に関する意見書」を所轄庁へ事前に届け出た場合は、所轄庁の承認は不要です。

要件 1	定款に必要事項を定めていること(下記参照)。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 定款例(抜粋)(任意的記載事項) 第 29 条第 1 項第 3 号(基本財産の処分) 3 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。 </div>
要件 2	社会福祉施設整備(新築・増設・改築)に対する貸付であること。設備整備のみの場合や運営費に対する貸付は対象外。
要件 3	担保提供財産は、当該貸付を受けて整備する施設(土地含む。)であること。法人が所有する他の施設は対象外。

2 手続の流れ

事前準備	定款変更(認可申請)の実施、担保提供に関する計画の検討等
意見書の発行	担保に供する基本財産の所在地の自治体の施設所管部局あてに、「民間金融機関からの借入に関する意見書」の発行を依頼 意見書は、事業の概要及び資金計画欄に必要事項を記入の上、添付書類とともに施設所管部局へ提出し、発行を受けてください。
理事会の開催	基本財産の担保提供及び評議員会招集事項の決議
評議員会の開催	基本財産の担保提供の決議
市への届出	市へ民間金融機関からの借入に関する意見書・添付書類を提出
契約の締結	金融機関との担保提供の契約

3 提出先

福祉基盤課

4 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
民間金融機関からの借入に関する意見書	1 部
意見書発行申請時の添付書類一式	各 1 部

5 その他

詳しくは、厚生労働省の関係通知を御確認ください。

- (1) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(平成31年3月29日 厚生労働省子ども・家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- (2) 「社会福祉法人の認可について」の別紙2「社会福祉法人定款例」第29条第1項第3号に係る運用上の留意事項について(平成31年3月29日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)